

平成 24 年 6 月 12 日

(株)住宅新報社

資格図書編集部

TEL 03-6403-7806

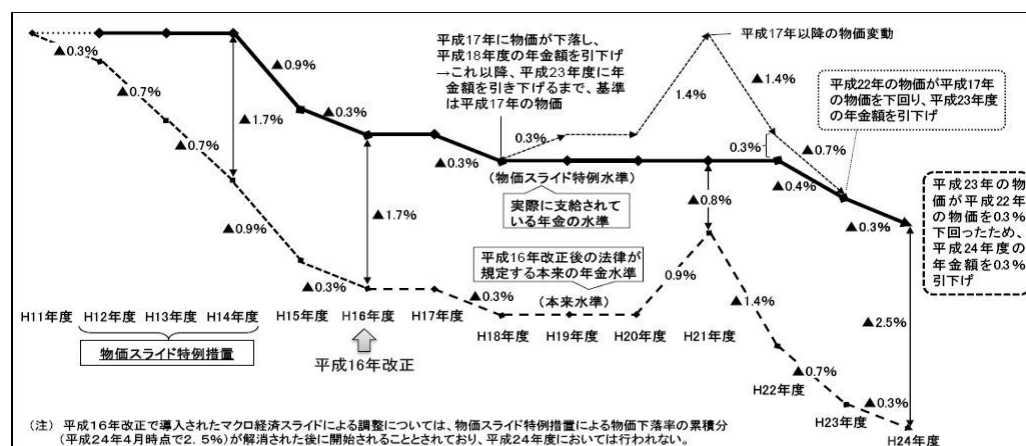
**【法改正】** 第 44 回社会保険労務士試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成 24 年 4 月 13 日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。本書籍は、平成 23 年 11 月 1 日現在施行の法令に基づいて記述されていますので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述をご訂正くださいますようお願い申し上げます。

なお、このお知らせにおいては、本書の書体の使い分けにかかわらず、修正前の文章・単語等を明朝体、修正後の文章・単語等をゴシック体(太字)で表記しております。

ページ・位置	改正前	改正後
P48 下 2 行目	平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日までの間に…	平成 <b>26</b> 年 3 月 31 日までの間に…
P69 上 9 行目～	平成 23 年度の <u>在職老齢年金</u> の～47 万円から 46 万円に改訂された。	平成 23 年度 <b>より</b> 在職老齢年金の～47 万円から 46 万円に改訂 <b>されている</b> 。
P117 下 9 行目	※ D は離職日が平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日までの暫定措置となっています。	※ D は離職日が平成 <b>26</b> 年 3 月 31 日までの暫定措置となっています。
P118 上 2 行目	平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日までの間…	平成 <b>26</b> 年 3 月 31 日までの間…
P129 下 3 行目	介護保険法第 115 条の <u>45</u> 第 1 項に…	介護保険法 <b>第 115 条の 46</b> 第 1 項に…
P337 上 2 行目	平成 23 年度の <u>支給停止調整額</u> は、46 万円に改定された。	平成 23 年度に支給停止調整額は、46 万円に改定された。 <b>なお、平成 24 年度の支給停止調整額は 46 万円で改正されていない。</b>

下記の平成 24 年版に差し替え

P390 の図



P427 下 13 行目	(腰痛、振動障害、じん肺等)	(腰痛、振動障害、じん肺、 <b>騒音性難聴</b> 等)										
P427 下 2 行目	確定保険料の額が <u>100 万円</u> 以上であること	確定保険料の額が <b>40 万円</b> 以上であること										
P428 表 左欄の 下 6 行目～5 行目	確定保険料の額が <u>100 万円</u> 以上であること。	確定保険料の額が <b>40 万円</b> 以上であること。 <b>(注) 平成 26 年度にメリット制の適用を受けるには、平成 22 年度及び平成 23 年度は確定保険料の額が 100 万円以上であることが要件となる。</b>										
P428 表 右欄の 上 4 行目	① 確定保険料の額が <u>100 万円</u> 以上であること。	① 確定保険料の額が <b>40 万円</b> 以上であること。										
P428 表の下	<p>下記の表が入る</p> <p><b>【有期事業のメリット制】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一括有期事業のメリット制の対象となる要件</th> <th>増減幅</th> <th>単独有期事業のメリット制の対象となる要件</th> <th>増減幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定保険料が 100 万円以上</td> <td>±40%</td> <td rowspan="2">確定保険料が 40 万円以上又は請負金額が 1 億 2,000 万円以上</td> <td rowspan="2">±40%</td> </tr> <tr> <td>連続する 3 保険年度のうち 1 年でも確定保険料が 40 万円以上 100 万円未満であるとき</td> <td>±30%</td> </tr> </tbody> </table>		一括有期事業のメリット制の対象となる要件	増減幅	単独有期事業のメリット制の対象となる要件	増減幅	確定保険料が 100 万円以上	±40%	確定保険料が 40 万円以上又は請負金額が 1 億 2,000 万円以上	±40%	連続する 3 保険年度のうち 1 年でも確定保険料が 40 万円以上 100 万円未満であるとき	±30%
一括有期事業のメリット制の対象となる要件	増減幅	単独有期事業のメリット制の対象となる要件	増減幅									
確定保険料が 100 万円以上	±40%	確定保険料が 40 万円以上又は請負金額が 1 億 2,000 万円以上	±40%									
連続する 3 保険年度のうち 1 年でも確定保険料が 40 万円以上 100 万円未満であるとき	±30%											
P434 上 1 行目～2 行目	本問は、 <u>平成 24 年 3 月 31 日</u> までの～出題の対象となり得る。	本問は、 <b>平成 26 年 3 月 31 日</b> までの～出題の対象となり得る。 <b>当該暫定措置は平成 26 年 3 月 31 日まで延長されることとなった。</b>										
P434 上 3 行目	平成 21 年 3 月 31 日から <u>平成 24 年 3 月 31 日</u> までに	平成 21 年 3 月 31 日から <b>平成 26 年 3 月 31 日</b> までに										
P434 下 7 行目～6 行目	個別延長給付は、 <u>平成 24 年 3 月 31 日</u> までの～出題の対象となり得る。	個別延長給付は、 <b>平成 26 年 3 月 31 日</b> までの～出題の対象となり得る。 <b>当該暫定措置は平成 26 年 3 月 31 日まで延長されることとなった。</b>										
P435 下 17 行目～16 行目	個別延長給付は、 <u>平成 24 年 3 月 31 日</u> までの～出題の対象となり得る。	個別延長給付は、 <b>平成 26 年 3 月 31 日</b> までの～出題の対象となり得る。 <b>当該暫定措置は平成 26 年 3 月 31 日まで延長されることとなった。</b>										
P435 下 11 行目～10 行目	個別延長給付は、 <u>平成 24 年 3 月 31 日</u> までの～出題の対象となり得る。	個別延長給付は、 <b>平成 26 年 3 月 31 日</b> までの～出題の対象となり得る。 <b>当該暫定措置は平成 26 年 3 月 31 日まで延長されることとなった。</b>										

P437 下 5 行目～4 行目	なお、 <u>暫定措置</u> により平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受けた場合には、700 円と <u>されている</u> 。	なお、平成 24 年 3 月 31 日までの間に公共職業訓練等を受けた場合には、700 円と <u>されていた</u> <u>暫定措置は廃止</u> となった。
P495 上 7 行目	(平成 23 年度は、 <u>0.985</u> )	(平成 24 年度は、 <u>0.982</u> )
P495 上 9 行目	(平成 23 年度は、 <u>0.981</u> )	(平成 24 年度は、 <u>0.978</u> )
P609 【家族療養費の支給割合】の表 ③の「割合」の欄	<u>100 分の 80</u>	<u>100 分の 90</u> ※ 平成 24 年度も引き続き、一部負担金等の負担割合が 1 割と据え置かれたため、法定の給付割合 100 分の 80 との差額は、国庫が負担するものとされている。
P629 表右側の文章	<u>平成 23 年度</u> 改定率 <u>0.985</u>	<u>平成 24 年度</u> 改定率 <u>0.982</u>
P650 【保険料免除の所得基準】の表 「4 分の 3 免除」欄 下 2 行目	<u>特定扶養親族</u> であるときは 1 人につき	<b>特定扶養親族等</b> であるときは 1 人につき
P650 【保険料免除の所得基準】の表 「半額免除」欄 下 2 行目	<u>特定扶養親族</u> であるときは 1 人につき	<b>特定扶養親族等</b> であるときは 1 人につき
P650 【保険料免除の所得基準】の表 「4 分の 1 免除」欄 下 2 行目	<u>特定扶養親族</u> であるときは 1 人につき	<b>特定扶養親族等</b> であるときは 1 人につき

【正 誤】本書籍に以下のような記述の誤りがありました。お手数ですが、ご訂正くださいますようお願い申し上げます。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P335 上 1 行目	受けることができた(支給停止とはならなかった)額に…	受けることができた(支給停止とはならなかった) <b>老齢厚生年金の額</b> に…
P338 上 9 行目	また、返還金債権へ充当できる <u>保険給付</u> は、遺族厚生年金だけです。	また、返還金債権へ充当できる <b>厚生年金保険の保険給付</b> は、遺族厚生年金だけです。
P469 下 1 行目 ～ P470 上 1 行目	また、「登録の抹消を求めることができる」のは、 <u>保険医療機関等ではなく、「保険医又は保険薬剤師」</u> である。	また、 <b>指定の辞退は、保険医療機関等が行うが、「登録の抹消を求めることができる」のは、保険医又は保険薬剤師である。</b>
P473 下 5 行目	移送費として別 <u>規程</u> で保険給付を行う。	移送費として別 <b>規定</b> で保険給付を行う。
P483 上 13 行目～14 行目	一部 <u>だけ</u> の保険給付や損害賠償があっても、「 <u>その全部の損害賠償請求権や保険給付の控除制限をする</u> 」という書き方～	<b>その一部についての</b> 保険給付や損害賠償があっても、「 <b>全部について、求償や控除を行う</b> 」という書き方～
P484 【保険給付の制限】の表 「制限内容」の三段目の項目 下 1 行目	として改定を行うことができる。	として改定を行うことができる。 <b>(C 肢)</b>
P485 【保険給付の制限】の表 「制限内容」の八段目の項目 上 1 行目～2 行目	保険給付の支払を一時差し止めることができる。	保険給付の支払を一時差し止めることができる。 <b>(D 肢)</b>
P491 下 3 行目	(支給は翌月)	(支給は翌月 <b>から</b> )